

電子マニフェスト制度の利用実態に関する報告

東洋大学大学院国際地域学研究所 学生会員 齊藤 伸
 東洋大学大学院国際地域学研究所 フェロー会員 松尾友矩

1. はじめに

我が国の産業廃棄物処理は、最終処分場の残余年数の逼迫や新規の焼却施設の設置が困難である状況を背景として広域的な処理が行われている。他方、各地方自治体では、自治体内における廃棄物の流入規制、産廃税の導入等、独自の処理施策を行っている。このように、広域的な処理を余儀なくされている現実の処理政策と地方自治体が行う独自の処理政策には矛盾が存在している。この処理体系上の対応の相違は、廃棄物の行き場を失わせ、結果として不法投棄として形に表れていると言える。平成14年度環境省発表資料によると、平成13年度の我が国の不法投棄発生件数は前年より123件多い1150件で、平成11年より続く減少傾向より転じて、再び増加傾向にあることが報告されている。この問題を解決し、広域を前提とした適正処理を持続的に遂行していくためには、よりリアルタイムな物的、数量的廃棄物フローの把握が必要である。そのためには、現在、マニフェスト使用の主流である紙に代わり、マニフェストに関わる情報を全て電子化することで迅速な統計的処理、監視業務が可能となる電子マニフェスト(以下、電子制度)の利用が広く普及することが望まれている。本研究は、不法投棄の発生を抑止し、その未然防止システムとして効果が期待される電子制度に注目し、その実態と課題について報告するものである。

2. 調査方法

上記のような認識から、広域的廃棄物フローの情報の把握、監視業務に適しているシステムであると考えられる電子制度に加入している事業者を対象に、系統抽出によるアンケート調査を行った。

(1) アンケート設定

電子センターが作成、管理している加入者リスト(平成14年8月31日現在)をもとに、排出、収集・運搬、処分業者の3業種を対象とした。表1は、抽出概要について明記したものである。

(2) 調査項目

登録企業の産業種及び適応廃棄物の品目

電子以外のマニフェスト使用の有無、及び計上金額

電子制度への加入動機

ISO 認証取得状況

電子制度の不適正処理廃棄物抑止の有効性と将来性
紙制度上への監視機関の必要性とそのレベル

表1 アンケート設定

	排出業者	収集・運搬業者	処分業者
母集団	155	424	382
要求精度	0.1		
信頼率	0.95		
母比率	0.5		
係数	1.96		
必要標本数	60	79	77
抽出間隔	2.067	4.24	4.021
乱数	1.021	3.868	3.937
現実送付数	77	105	94
有効回答回収率	42(54.5%)	51(48.5%)	32(34%)
調査方法	郵送式		
調査期間	平成14年10月5～15日		

3. 考察

(1) 加入者の登録体系と産業項目

電子制度上においては、その登録体系は、3種類に分けられる。しかし、現実においては、多くの企業が紙制度上と同様に複数の業種を併用登録している。本調査においても、表2に示す通り、約40%の事業者が併用登録していることが明らかになった。これは、加入事業者の多くがサービス業として廃棄物処理業を営んでいるからであると推測される。従って、純粋な排出業社による登録数極めて少なく全体の五分の一程度でしかない。電子制度は、排出、収集・運搬、処分業者がそろって加入し成立するシステムであることから、純粋な排出業者の登録数が少ないことは、その他業者の加入を抑止する阻害要因の一つであると言える。

(2) マニフェストの併用使用状況

電子制度が広く普及することによる社会的メリットの一つとして事業間レベルでのペーパーレス化が促進され、環境への意識が向上することが挙げられる。そこで、環境配慮への一指標と考えうるISO取得状況とマニフェストの併用使用状況について集計したものを表3に示す。その結果、ISOを取得している事業者は、全体の約40%程度に止まっていた。また、電子と紙を併用している企業並びに電子のみを使用している企業のどちらにおいても、ISOを取得していない事業者数が上回っている。そして、電子以外のマニフェスト使用状況については、「使用している」と回答する事業者数は、80%を超えている。その80%の事業者を対象に具体的な使用フォーマットを

表2 登録体系と産業項目

データ数:139	登録体系					計	割合
	排出	収集・運搬	処分	収集・運搬・処分	排出・収集・運搬・処分		
産業項目							
農林水産	0	0	0	0	0	0	0.0%
鉱業	0	0	0	0	0	0	0.0%
製造業	10	1	6	8	4	29	20.9%
建設業	2	6	2	5	3	18	12.9%
電気、ガス、水道	0	0	0	0	0	0	0.0%
卸売、小売	1	2	2	1	0	6	4.3%
金融、保険	4	0	0	0	0	4	2.9%
不動産	0	0	0	0	0	0	0.0%
運輸、通信	2	11	1	1	0	15	10.8%
サービス	10	8	12	25	9	64	46.0%
政府サービス生産	0	0	0	0	0	0	0.0%
対家計民間非営利	0	0	0	0	0	0	0.0%
未回答	0	1	1	1	0	3	2.2%
計	29	29	24	41	16	139	100%
割合	20.9%	20.9%	17.3%	29.5%	11.5%	100%	—

表3 ISO取得とマニフェスト併用使用状況

データ数:125	ISO取得状況	ISOの種類	マニフェストの併用使用			計	割合
			使用している	使用していない	未回答		
取得している		9000シリーズ	3	3	0	6	4.8%
		14000シリーズ	27	2	2	31	24.8%
		9000、14000シリーズ	10	1	0	11	8.8%
取得していない			63	13	0	76	60.8%
未回答			0	0	1	1	0.8%
計			103	19	3	125	100%
割合			82.4%	15.2%	2.4%	100%	—

キーワード：電子マニフェスト制度、紙マニフェスト制度、不法投棄、廃棄物処理法
 連絡先：群馬県邑楽郡板倉町泉野 1-1-1 東洋大学大学院国際地域学研究所地域学専攻

問うたところ、最も多い回答が、図1に示す通り「産業廃棄物協会販売マニフェスト」であった。これは、業界内において、依然として紙制度がマニフェスト使用の主流であり、電子のみで集計業務を行うことが極めて難しい状況にあることを示唆している。

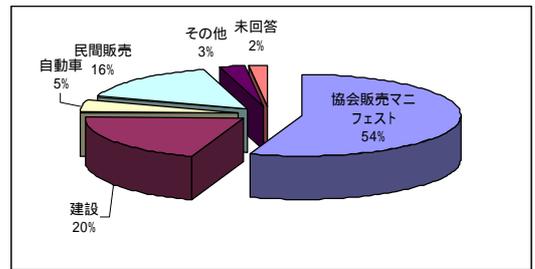


図1 併用マニフェストの種類

(3) 電子制度への業種別加入動機

今後、電子制度を全ての事業者へ広く普及を促していくためには、加入動機を把握することは重要である。集計の結果、加入理由として最も多い回答が、表4に示すように、「(取引先が導入したことにより)必然的に導入」とするもので、全体の29.0%を占めている。しかし、この結果を業種別に見ると、それぞれの加入動機には相違が存在している。排出業者の主な理由は、「事務処理の低減」「保管義務の代行」等、事務レベルでの改善が主要な導入目的であった。一方で、収集・運搬及び処分業者においては、「必然的に導入」とする回答が主要なものとなっており、決して積極的に制度へ加入した訳ではないと考えられる。この結果は、各業種の間には存在する社会的立場に不均衡が存在していることを示唆しており、業界全体に問題があることを意味していると言える。

表4 電子制度への加入動機

データ数:238	排出	収集・運搬	処分	計	割合
事務処理の低減	23	18	4	45	18.9%
保管義務の代行	23	15	2	40	16.8%
都道府県への報告義務代行	20	12	3	35	14.7%
マニフェスト費用の削減	1	4	0	5	2.1%
組織の意識向上	10	5	0	15	6.3%
外部からの評価向上	4	7	3	14	5.9%
必然的に	8	34	27	69	29.0%
社風として	5	2	0	7	2.9%
その他	1	3	0	4	1.7%
未回答	1	2	1	4	1.7%
計	96	102	40	238	100%

(4) 監視機関としての電子制度の有効性

電子センターは、単にマニフェストを発行するという業務の他に、どのような広域的処理範囲においても廃棄物が適正処理されているかを監視する業務をも担っている。他方、紙制度上においては、平成12年の廃棄物処理法の改正に伴い都道府県による紙マニフェスト交付状況等監視業務が法律上廃止若しくは適応外となった。これにより、現在の紙制度上には、監視機関が完全に不在している状況にある。そこで、紙制度上における監視機関設置の必要性と電子制度の将来性についてまとめたものを表5に示す。その結果、紙制度運営の空洞的状況を危惧していると判断される「(監視機関を)設置する必要あり」とする回答数(39.2%)が「設置する必要なし」とする回答数(21.6%)を上回っている。また、その監視機関レベルとしては、電子センターと同様に第三者機関とする回答数(15.2%)が最も多くなっている。しかし、現行電子センターの監視機関としての機能には、「有効ではない」とする回答(44.0%)が多く、紙制度上に求めている見解と相違が生じている。これは、現行電子センターの監視業務が十分に機能していないと考える業者が多いことを示唆していると考えられる。

表5 電子制度の有効性

データ数:125	電子制度の不公正処理抑制への有効性			計	割合	
紙制度上の監視機関の必要性	監視レベル	有効である	有効ではない	わからない		
設置する必要あり	国	1	6	4	11	8.8%
	件	2	6	6	14	11.2%
	市町村	2	0	0	2	1.6%
	警察	1	0	0	1	0.8%
	第三者機関	11	4	4	19	15.2%
	その他	0	1	0	1	0.8%
設置する必要なし	わからない	11	16	18	45	36.0%
	未回答	2	1	1	4	3.2%
	計	32	55	38	125	100%
割合		25.6%	44.0%	30.4%	100%	-

(5) 現行電子制度の課題

電子制度の将来性について、業種別にアンケートを集計した結果、図2に示すように、「現状維持程度に止まる」「普及はしない」という回答が3業種共に60%程度を占め、制度が広く普及すると判断する業者は全体の28.8%に止まっている。しかし、この回答結果をもとに、現行電子制度の具体的な問題点について集計した表6を見ると、電子制度の将来性について異なる見解を持つ各業者においても、ほぼ同項目に回答が集中し課題が存在していることを指摘している。その主要な回答は、「認知度が低い」ことであった。このことより、電子制度の普及には、廃棄物処理法におけるマニフェストそのものの位置付けの確認、使用の徹底が強く求められていると言える。また、制度が抱える具体的な課題の改善に当たっては、3業種が加入しなくては成立しないシステムであることから、段階的ではなく同時に進行させることが重要であると考えられる。

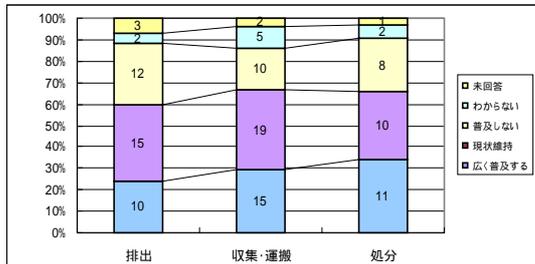


図2 電子制度の将来性

表6 現行電子制度の課題

データ数:307	将来性				計	割合
	普及する	現状維持	普及しない	わからない		
入力手続きが煩雑	7(9.6%)	14(11.1%)	9(10.1%)	3(14.3%)	33	10.7%
馴染みにくい業種が存在	4(5.5%)	3(2.4%)	8(9.0%)	0	15	4.9%
社会的メリットが希薄	6(8.2%)	15(11.9%)	11(12.4%)	3(14.3%)	35	11.4%
経済的メリットが希薄	5(6.8%)	21(16.7%)	11(12.4%)	3(14.3%)	40	13.0%
紙マニフェストのみ使用可能な局面が多い	4(5.5%)	9(7.1%)	5(5.6%)	1(4.8%)	19	6.2%
認知度が低い	19(26.0%)	25(19.8%)	19(21.3%)	3(14.3%)	66	21.5%
取引先が限られる	7(9.6%)	8(6.3%)	6(6.7%)	2(9.5%)	23	7.5%
行政の役割が不明確	6(8.2%)	5(4.0%)	4(4.5%)	0	15	4.9%
電子と紙を併用することで業務効率が低下する	13(17.8%)	17(13.5%)	12(13.5%)	4(19.0%)	46	15.0%
その他	2(2.7%)	9(7.1%)	3(3.4%)	1(4.8%)	15	4.9%
計	73(100%)	126(100%)	88(100%)	20(100%)	307	100%

4. まとめ

電子制度の利用実態について調査を行った結果、現行制度には、その広い普及を推進するために改善すべき幾つかの問題があることが明らかになった。その問題とは、制度への加入動機が大きく異なる排出業者と収集・運搬、処分業者を対象としてハードとソフトの両面において指摘することが出来る。その具体的な内容は、以下に示す通りである。

ハード:(排出業者を対象として)PC操作設定が煩雑であり、電子制度を利用することの業務効率向上性が不明確である。
ソフト:(収集・運搬、処分業者を対象として)電子制度を利用していることの評価が外部機関よりなされていないことから、加入していることの意義が希薄である。また、紙に換わり、電子を利用することの経済、社会的メリットが不明確である。

広域を前提とした今後の廃棄物処理において、電子制度は、排出者責任原則の再認識、廃棄物の移動状況の把握、第三者による情報の公開という点より、不法投棄を未然に抑止する有効なシステムの一つになり得ると考えられる。しかし、電子制度が、全ての業者に対して魅力あるシステムとなるためには、制度の機能性をISOやアセスメント等の評価基準に組み込むといった実務に結び付け、制度への加入が各業者や社会活動において有益に作用する設計の構築が重要であろう。